

鳥取県人材育成プラン作成支援補助金の 事務手続きについて

申請の前に、補助金交付要綱等をご確認ください。

1. 交付申請提出 (補助事業を実施する1か月前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参、もしくは「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

○事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了(交付決定を受けた年度の2月末日まで)

○「事業の完了」とは、交付決定を受けた事業内容(補助対象経費の支払いを含む)が完了したことを指します。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の支払い

○実績報告書が提出されましたら、県が報告書内容を確認、証憑書類等の検査を行った上で、補助金額を確定し、支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 本庁舎7階
電話:0857-26-7224 ファクシミリ:0857-26-8169
E-mail:sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp